

▼ INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
- 2 新着アナリストレポートのご案内
- 3 上場会社動画配信情報
- 4 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

風説の流布について(その1)

今回以降二回にわたり、風説の流布について、これまでの摘発事案に関して御説明させていただくこととしたい。これは、次回に述べる、新たな形態の「風説の流布」が摘発されたことを契機として、当該違法行為類型が、決して、大掛かりな、もしくは組織的な態様をとることがなくとも、いわゆる日常の投資活動の延長の中で、「一歩」を踏み出した場合には、刑事告発に至ることを御理解いただきたいためである。

まず、金融商品取引法は、第158条において、以下のとおり、定めている。

「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等（中略）の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。」
本条違反の違法行為は、金商法上重い10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金が科せられることとなり、また、課徴金の対象ともなっている。
さて、158条違反の告発の中で、風説の流布によるものは、監視委発足以来8件となっている。

「風説」とは何かと言えば、字義通り言えば「うわさ」である。ただ、うわさを流布しただけでは、本条の違法行為には該当しない。そのうわさの流布が、有価証券の募集、売買等のため、もしくは相場の変動を図る目的をもって行われるものが該当する。

典型的には、自らの持っている株式の価格を吊り上げて、売却益を得るために、その株式価格の上昇につながるような「うわさ」を流布することが該当する。この「うわさ」が、虚偽であれば、明らかに、「風説」ということになる。微妙なものは、自らの考えに基づく「相場観」といった類のものである。「私は、必ずこの株式は上がると思う」と述べた場合、合理的根拠なく「上がる」と称し、これを繰り返し行い、資本市場における公正な価格形成を阻害するおそれがあるものは、「風説」に該当する可能性はあるが、行為の態様と流布させた内容次第と考えられる。先の内容では、仮に「風説」に該当しても、一般投資家の相場観に影響を与えず、したがって、相場の変動にも至らず、違法性が認められないケースも多いであろう。

これに対し、同じく合理的根拠がないと言っても、一般投資家に誤った相場観を与えるものとしては、後にその事実が発生する(例えば合併事業が開始される)としても、流布させた時点では、その根拠はなく、その事実が既に決定したかのように報じるのは、「風説の流布」に該当し、この場合、一般投資家の相場観に影響を与え、違法性を帯びることになる場合が生じる。以下紹介する事案でも、重要事実の決定がないのに、あったと称して相場を吊り上げ売却益を得ている告発事例が見られている。

これまでの当委員会の告発実績は、

- (1) テーエスデー社長による虚偽事実の発表
 - (2) 「ギャンぶる大帝」の袋綴じ株式欄に虚偽の事実を記載
 - (3) 東天紅の株価高騰を目的に、公開買付けをする旨の虚偽の発表
 - (4) ドリームテクノロジー株を取引していた者が電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供
 - (5) メディアリンクスの株価高騰を目的に、虚偽の事実を公表
 - (6) ライブドアの株価高騰を目的に、虚偽の事実を公表
 - (7) 大盛工業の株価高騰を目的に、虚偽の事実を公表
- の7件の他、次回ご紹介する無職男性による複数株式の風説の流布事件がある。

過去の7件を見ると、先ほど述べたように、単に「この株は上がる」と言っても一般投資家は反応するはずもなく、手の込んだ仕掛けや、組織的な態様が見られている。

一つの類型は、会社ぐるみの組織的犯行である。自社の株価高騰を企図して、虚偽の事実の公表を行っているものである。例えば、

- (1)の事案では、会社社長自らが虚偽事実を公表している。
- (5)の事案は、会社自らが、ホームページにおける転換社債型新株予約権付社債

の払い込み完了及び一部株式転換完了による資本金充実との虚偽の事実を公表している。

(6)の事案では、会社自らがTDnetにおける虚偽の株式交換比率及び当該比率は第三者機関が算出した結果を踏まえて決定したとの虚偽の事実ならびに業績状況に関する虚偽の事実を公表している

もう一つの類型は、投資家を欺くため、信頼のおける情報の提供であるかのように装った手の込んだ仕掛けがなされているものである。例えば、

(2)の事案は、自ら監修する雑誌の袋綴じ株式欄という、あたかも特別の投資情報を提供しているかのように装った形態で、虚偽事実を公表している

(4)の事案では、インターネットで募集した会員に対して、悪材料がある旨の虚偽内容を記して売りを指示する電子メールを送信し、その後、悪材料が偽りであったとして買戻しを指示する電子メールを送信している

このように、これまでは、一般投資家を欺くために、会社関係者が組織ぐるみで、また、投資情報を提供している者が手の込んだ仕掛けで虚偽の情報をあたかも真実の情報であるかのように信じさせる、という「単純でない」形態の「風説の流布」が摘発されてきた。

しかし、(5)のメディアリンクス事件で初めて登場した、インターネットにより、一般投資家に虚偽の情報を流布し、もって、株式の売買もしくは相場の変動を図るといった形態が、より一段と、日常的な投資活動を行う者により悪用されるという事案が発生した。

次回は、その事案を御紹介することとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>